

## 函館市まなびの広場事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、身近な地域において、子どもの自主性を生かした学習支援等により、学習習慣の定着および健全育成を図り、安全で安心して過ごすことができる多様な子どもの居場所づくりを促進する函館市まなびの広場事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、函館市とする。ただし、事業の運営の全部または一部を公正、中立かつ効率的に実施することができると思われる法人に委託することができる。

### (対象者)

第3条 本事業の対象者は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに属する小学生（以下「児童」という。）であって、その保護者等から支援にあたり同意が得られた者とする。

- (1) 母子家庭および父子家庭世帯
- (2) 就学援助または生活保護を受けている世帯
- (3) その他本事業による支援が必要と市長が認める世帯

### (事業内容)

第4条 本事業は、次に掲げる支援等を行う。

#### (1) 学習支援

学校教科書、宿題、持参した問題集等による自習を主とした学習習慣の定着および学習意欲の向上を図ること。

#### (2) 生活指導支援

日常生活または学習に関する相談、助言等を行うこと。

#### (3) アンケート調査

学習支援等の効果を確認するため、アンケート調査を年1回以上実施すること。

#### (4) その他

市長が必要と認める支援等

(実施体制)

第5条 本事業の実施にあたり、次の職員を配置し、別表1に掲げる業務を行うものとする。

- (1) コーディネーター
- (2) 管理者
- (3) 支援員

(実施場所および実施時間)

第6条 本事業の実施場所および実施時間は、市長が別に定める。

(事業の利用等)

第7条 本事業を利用しようとする児童の保護者は、別に定める方法により市長に申し込まなければならない。

2 市長は、申込みがあった児童について、利用の登録を決定し、その保護者に対し、別記第1号様式の登録証を交付するものとする。

3 利用日ごとに登録証の提示のあった児童を受け入れるものとし、受入可能人数を超過し、受入困難な場合は、児童にその旨通知するものとする。

(事業の利用料)

第8条 本事業の利用料は、無料とする。

(書類の作成等)

第9条 実施状況について、別記第2号様式の報告書により、月毎に市長に報告しなければならない。

2 アンケート調査の実施後、調査結果を取りまとめ、速やかに市長に報告しなければならない。

(実施上の留意注意)

第10条 本事業の実施に携わる者は、対象者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

職種名	主な業務内容	配置数
コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援に関わる人員の確保</li><li>・ 支援に関する市, 町会等との連絡調整</li></ul>	1 名
管理者	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 支援員の指導および調整</li><li>・ 会場運営に係る管理等の現場の統括</li></ul>	1 名
支援員	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 学習支援</li><li>・ 生活指導支援</li><li>・ 児童および保護者からの相談等への対応</li></ul>	1 名